

○国土交通省告示第八百十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十二条の二第一項の規定により港湾管理者に代わつて高度港湾工事を行うので、同条第四項の規定により公示する。

令和七年八月十八日

国土交通大臣 中野 洋昌

一 港湾の名称

和倉港

二 区域

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(16)の地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 北緯三七度〇五分二七秒九三〇八二、東経一三六度五四分五四秒五七八六〇の地点

(2) 北緯三七度〇五分二六秒七二〇四二、東経一三六度五四分五六秒七二二八三の地点

(3) 北緯三七度〇五分二六秒二四二三二、東経一三六度五四分五六秒三〇四〇五の地点

(4) 北緯三七度〇五分二六秒〇五二八六、東経一三六度五四分五六

秒六〇八八〇の地点

(5) 北緯三七度〇五分二五秒五六八四、東経一三六度五四分五六秒一三二一八の地点

(6) 北緯三七度〇五分二五秒三一六五四、東経一三六度五四分五五秒八九二八八の地点

(7) 北緯三七度〇五分二四秒九八二九四、東経一三六度五四分五五秒五二八二八の地点

(8) 北緯三七度〇五分二五秒〇六六二四、東経一三六度五四分五四秒九〇三九八の地点

(9) 北緯三七度〇五分二五秒二四六〇九、東経一三六度五四分五四秒六四四五七の地点

(10) 北緯三七度〇五分二五秒三三五四九、東経一三六度五四分五四秒四七五五九の地点

(11) 北緯三七度〇五分二五秒五四〇一四、東経一三六度五四分五四秒六四四二〇の地点

(12) 北緯三七度〇五分二六秒三八四五一、東経一三六度五四分五三

秒三六〇八四の地点

(13) 北緯三七度〇五分二四秒九四九九三、東経一三六度五四分五一

秒六五四三八の地点

(14) 北緯三七度〇五分二六秒二六八四〇、東経一三六度五四分四九

秒八一一一八の地点

(15) 北緯三七度〇五分二六秒三八九三九、東経一三六度五四分四九

秒九四六〇五の地点

(16) 北緯三七度〇五分二七秒七五五二二、東経一三六度五四分四九

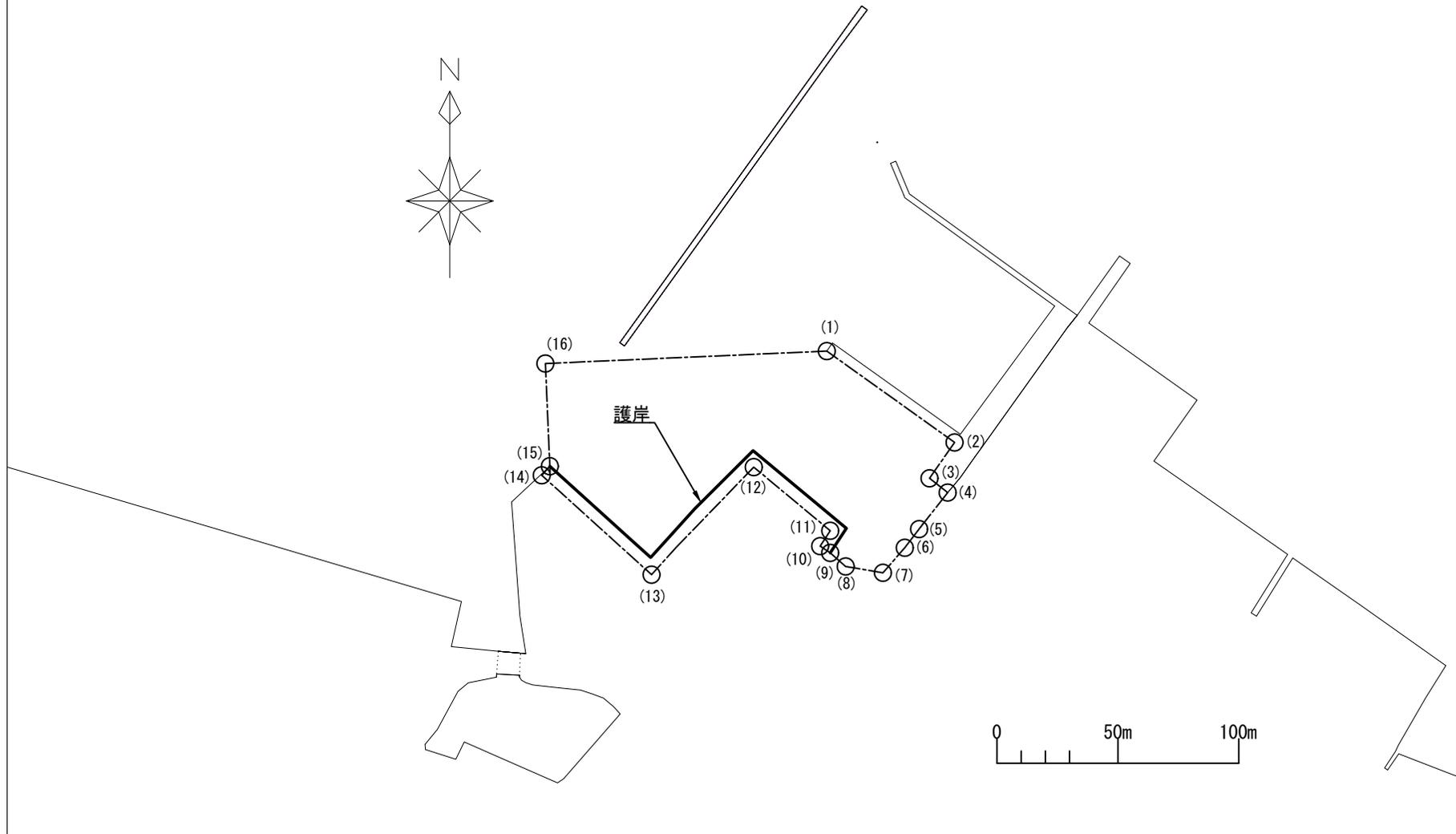
秒八六六七二の地点

(区域の詳細を表示した図面は、国土交通省北陸地方整備局のウェブサイトに掲載する。)

三 工事開始の日

令和七年九月一日

# 別図 和倉港工事代行区域



(1)～(16)は、測量に基づき作成したCADデータより算定したもの。